

(その1)

会計	繰越	検算	転記	○	○	○
⊕	⊕	⊕	⊕	○	○	○

収 支 報 告 書

令和2年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) にほんこっかせんりやくふおーらむにせんにじゅうご
日本国家戦略フォーラム2025

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館423号室

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名 鈴木 馨祐

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	衆議院議員(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	鈴木 馨祐

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	鈴木 馨祐
公職の種類	衆議院議員(現職)

4 会計責任者の氏名 早川 昭太郎

事務担当者の氏名 秀川 泰寿

(電話) 03-3508-7304

(電話)

(電話)



資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

104330

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額			5	6	6	2	6	9	2	5
(前年からの繰越額)			1	8	7	7	2	8	7	7
(本年の収入額)			3	7	8	5	4	0	4	8
支 出 総 額			3	3	4	5	4	7	6	5
翌年への繰越額			2	3	1	7	2	1	6	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費										
金 額										0
員 数										0 ^人

(2) 寄 附										
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額							備 考		
(ア) 個人からの寄附			4	3	0	4	0	0	0	
(ア)のうち特定寄附									0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附									0	
(ウ) 政治団体からの寄附			3	6	3	0	0	0	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)			7	9	3	4	0	0	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)									0	
イ 政党匿名寄附									0	
合計 (ア + イ)			7	9	3	4	0	0	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額				備 考
	十 億	百 万	千	円	
1 経 常 経 費				0	
(1) 人 件 費				0	
(2) 光 熱 水 費				0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		2	2 0 5	3 7 4	
(4) 事 務 所 費		4	4 3 4	4 1 0	
小 計		6	6 3 9	7 8 4	
2 政 治 活 動 費					
(1) 組 織 活 動 費		3	1 4 8	6 2 2	
(2) 選 挙 関 係 費				0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費		1 4	6 6 6	3 5 9	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費				0	
イ 宣 伝 事 業 費		4	6 3 9	1 2 9	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費		1 0	0 2 7	2 3 0	
エ そ の 他 の 事 業 費				0	
(4) 調 査 研 究 費				0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		9	0 0 0	0 0 0	
(6) そ の 他 の 経 費				0	
小 計		2 6	8 1 4	9 8 1	
合 計		3 3	4 5 4	7 6 5	

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳				項目別区分 4.事務所費					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
31	駐車場代			176	000	R2/7/27	有限会社池田ビル	横浜市都筑区荏田東1-1-56	
32	駐車場代			176	000	R2/8/26	有限会社池田ビル	横浜市都筑区荏田東1-1-56	
33	駐車場代			176	000	R2/9/28	有限会社池田ビル	横浜市都筑区荏田東1-1-56	
34	駐車場代			176	000	R2/10/30	有限会社池田ビル	横浜市都筑区荏田東1-1-56	
35	駐車場代			176	000	R2/11/30	有限会社池田ビル	横浜市都筑区荏田東1-1-56	
36	駐車場代			176	000	R2/12/24	有限会社池田ビル	横浜市都筑区荏田東1-1-56	
37	廃棄物処理代			373	117	R2/3/10	株式会社春秋商事	横浜市都筑区川向町1160	
38	廃棄物処理代			578	817	R2/7/1	株式会社春秋商事	横浜市都筑区川向町1160	
39	廃棄物処理代			607	417	R2/12/16	株式会社春秋商事	横浜市都筑区川向町1160	
40	車整備代			155	000	R2/3/18	有限会社サンケイ自動車	横浜市都筑区池辺町3424	
41	車修理代			790	000	R2/6/17	有限会社サンケイ自動車	横浜市都筑区池辺町3424	
42	HP管理料			220	000	R2/4/30	株式会社ボンド	神奈川県茅ヶ崎市新栄町13-48	
43	自動車税			395	000	R2/5/12	神奈川県自動車税管理事務所長	横浜市南区弘明寺町31	
44	駐車場更新料			176	000	R2/5/22	金光商事株式会社	横浜市都筑区茅ヶ崎中央5-1-1F	
45	登録政治資金監査人監査料			149	685	R2/7/20	登録政治資金監査人 上野竜太郎	東京都中央区八重洲1-5-15-8F	
この頁の小計				724	336				
その他の支出			3	016	999				
合 計			4	434	410				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年5月26日

政治団体の名称 日本国家戦略フォーラム2025

会計責任者の氏名 早川 昭太郎

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

(別紙)


様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その3	*1	令和2年2月12日 ホテル・ルポール麹町「ロイヤルクリスタル」(東京都千代田区平河町2-4-3)
その3	*2	令和2年8月27日 ANAインターコンチネンタルホテル東京「プロミネンス」(東京都港区赤坂1-12-33)
その3	*3	令和2年12月7日 ANAインターコンチネンタルホテル東京「プロミネンス」(東京都港区赤坂1-12-33)
その3	*4	令和3年6月28日 新横浜プリンスホテル「シンフォニア」(横浜市港北区新横浜3-4)
その14 3.備品・消耗品費	*1	フォーレスト株式会社 ココデカウ(YAHOO店)
その15 1.組織活動費(渉外費)	*1	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館619号 長谷川岳事務所
その15 1.組織活動費(渉外費)	*2	衆議院議員田中和徳 新都市構想セミナー実行委員会
その15 1.組織活動費(交際費)	*1	クレジットカードによる支払
その15 1.組織活動費(交際費)	*2	クレジットカードによる支払
その15 1.組織活動費(交際費)	*3	クレジットカードによる支払
その15 5.政治資金パーティー開催事業費(第1回鈴木馨祐衆議院議員を励ます会)	*1	第1回鈴木馨祐衆議院議員を励ます会
その15 5.政治資金パーティー開催事業費(鈴木馨祐衆議院議員を励ます横浜経済人の集い(2020))	*1	鈴木馨祐衆議院議員を励ます横浜経済人の集い(2020)
その15 5.政治資金パーティー開催事業費(第16回政経セミナー)	*1	東京キリンビバレッジサービス株式会社 新横浜支店
その15 5.政治資金パーティー開催事業費(第2回鈴木馨祐衆議院議員を励ます会)	*1	第2回鈴木馨祐衆議院議員を励ます会
その15 5.政治資金パーティー開催事業費(鈴木馨祐衆議院議員を励ます横浜経済人の集い(2019))	*1	鈴木馨祐衆議院議員を励ます横浜経済人の集い(2019)

政治資金監査報告書

令和3年5月25日

日本国家戦略フォーラム2025

代表 鈴木 馨祐 殿

登録政治資金監査人 上野 浩之 
登録番号 第 3381 号
研修了年月日 平成22年2月15日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本国家戦略フォーラム2025の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、日本国家戦略フォーラム2025の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本国家戦略フォーラム2025と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。
また、日本国家戦略フォーラム2025と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上